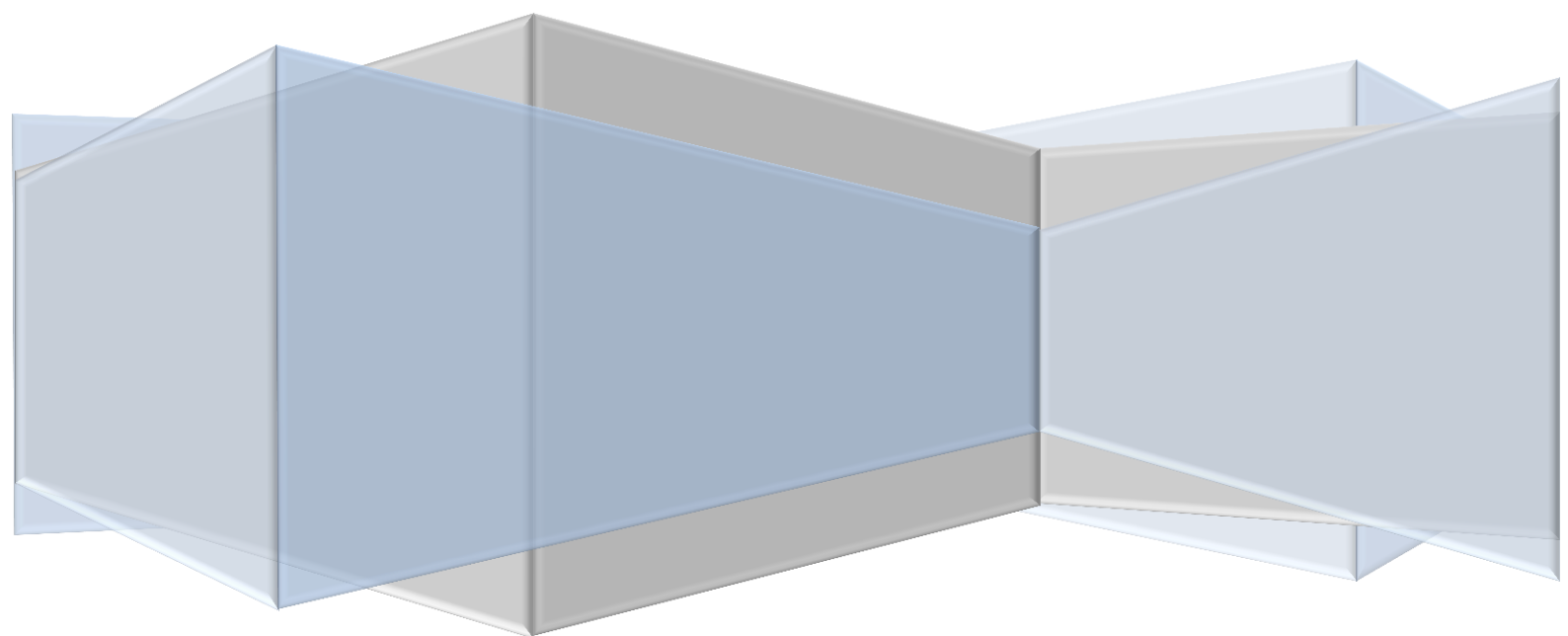




交野市個人情報保護条例

手引書



○交野市個人情報保護条例

昭和 63 年 3 月 26 日

条例第 10 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条)

第 2 章 個人情報の収集等の制限(第 7 条～第 12 条)

第 3 章 個人情報の閲覧等の権利(第 13 条～第 19 条)

第 4 章 救済手続き及び救済機関(第 20 条・第 21 条)

第 5 章 個人情報保護運営審議会(第 22 条)

第 6 章 個人情報処理業務受託者の義務及び事業者に対する指導、勧告等(第 23 条～第 25 条)

第 7 章 出資法人等の義務(第 26 条・第 26 条の 2)

第 8 章 雑則(第 27 条～第 29 条)

第 9 章 罰則(第 30 条～第 34 条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人に関する情報がその個人の人間としての尊厳に深い関わりをもつていることを認識し、その適切な取扱いに関し必要な事項を定め、それによつて幸福追求の権利をはじめとする市民の基本的人権の擁護に役立つことを目的とする。

近年、情報処理技術の開発により、効率的な情報処理が積極的に推進されてきている。しかし一方では、既存の社会諸制度が情報化の推進に即応しきれず、種々の問題が顕在化してきている。なかでもプライバシーの保護をめぐる問題は、市民生活に極めて関わりが深いものとして多くの市民の関心を集めつつある。

特に、電子計算機により大量の個人情報収集、蓄積、利用されていくことに伴い、個人に関する誤った情報が利用されたり、個人情報が収集時の事情を無視して不適正に結合されたり、あるいは外部に漏れたりするような事態が発生した場合には、深刻な問題が生じるおそれがある。

このような下で、市民のプライバシー権の意識も高まり、プライバシー権の内容も従来の「他人に知られたくない権利」・「ひとりにしておいてもらう権利」から「自己に関する情報をコントロールする権利」とする積極的な要素を含むものへと展開しつつある。

このように情報化社会の進展と権利意識の対応とが相まってプライバシーの保護についての積極的な対応が必要とされてきている。

本条例は、以上のことを踏まえ、個人情報の保護を図るため、その適切な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、市民が自己の情報を知ることができる権利と自己に関する情報をコントロールする権利を保障し、憲法にうたわれている幸福追求の権利をはじめとする市民の基本的人権の擁護に役立つことを目的としている。

【趣旨】

本条は、この条例を制定するに当たっての基本的認識及び目的について定めたものであり、条例全般にわたっての解釈、運用の基準となるものである。

【解説】

1 その主な規定内容は、次に掲げるとおりである。

- (1) 市が、どういう個人情報を保有し、利用・提供しているかを市民の前に明らかにする。
- (2) 市(実施機関)、市民及び事業者の責務を明らかにする。
- (3) 個人情報を収集、保管及び利用しようとするときは、目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で行わなければならない。
- (4) 個人情報を収集しようとするときは、直接本人から収集しなければならないことを原則とする。

- (5) 個人情報を利用・提供しようとするときは、収集した目的の範囲内で行うことを原則とする。
- (6) 個人情報の管理責任者を定め、管理体制を明らかにし、個人情報の漏えい等の防止を図る。
- (7) 市以外の団体等との電子計算システムの結合を禁止する。
- (8) 市民は、原則として、自己の情報をいつでも閲覧することができる。
- (9) 市民は、自己の情報に誤りがあれば実施機関に訂正を、収集等の制限を超えて収集された情報があるときは削除を、不当な利用又は提供を行っているときは中止を実施機関に求めることができる。
- (10) 請求に対する実施機関の決定に対して不服のある者は、行政不服審査法に基づく審査請求を申し立てることができる。
- (11) 審査請求の申立てに関する事項を審査するため、個人情報保護審査会を設置する。
- (12) この条例の運営に関する重要事項を審議するため、個人情報保護運営審議会を設置する。
- (13) 個人情報処理業務受託者は、実施機関と同様の義務を負う。

2 この条例に規定する「市民」とは、本市に住所を有する者に限らず、実施機関に個人情報の収集、保管及び利用(以下「収集等」という。)をされている者をいう。

(適用上の注意)

第2条 この条例は、前条の目的を達成するためのものであつて、これを濫用し、市民及び事業者の自由並びに権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

【趣旨】

本条は、この条例の運用にあつて、憲法で保障されている市民及び事業者の諸活動の自由(例えば、表現の自由、経済活動の自由等)を不当に侵害することのないよう十分に配慮する必要のため定めたものである。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (3) 実施機関 市長、水道事業管理者、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (4) 事業者 商業、工業、金融業その他の事業を反復継続して行う者をいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。

(平成27条例17・一部改正)

(平成29条例5・一部改正)

【趣旨】

本条は、この条例の運用において重要な意味を持つ用語について定めたものである。

【解説】

1 「個人に関する情報」とは、自然人に関する情報をいう。

従って、法人その他の団体に関する情報は除かれる。また、その個人情報が電子計算システムにより処理されるものであるか手作業で処理されるものであるかは問わない。

また、死者に関する情報については、生存している個人の権利利益に影響を与える場合※1には、例外的に生存する者の個人情報と考え、この条例により保護が図られる場合がある。

なお、死者の情報についての開示請求等については、第17条の【運用】(P27)を参照

※1 生存している個人の権利利益に影響を与える場合 とは

○請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報

- (1) 請求者が、死者である被相続人から相続した財産に関する情報
- (2) 請求者が、死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- (3) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して相続以外の原因により、請求者が取得した権利義務に関する情報

○社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報

- (4) 未成年者である子供に関する情報
- (5) 死者の医療、看護、介護、に関する情報

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、地方税法第 72 条第 5 項から第 7 項までに掲げる事業(物品販売業、畜産業、水産業、医業等の事業であって、対価の取得を目的としたものは、ほとんど含まれる。)を営む個人のほか、農業、林業を営む個人の営利を目的とする否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

3 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、氏名、住所等によって、ある情報が誰に関するものであるかがわかるもの又は氏名等の記載がない場合でも当該記録の内容から特定の個人が推測できるものをいう。

4 「特定の個人情報」とは、番号法において定義されており、個人番号(個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報のことをいう。

「その内容に含む個人情報」とは、一般的には個人番号が記載された住民票の写しなどを指すが、特定個人情報の範囲については、文書の態様に応じて個別具体的に判断する必要がある。

5 「情報提供等記録」とは、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定する記録に記載された特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、照会・提供された特定個人情報の項目等

【運用上の注意】

1 法人等の中には、法人格を有しているが、実質的には、個人(自然人)と区分することが困難な個人事業主がいる。この様な者については、条例には含めないが、運用上できる限り自然人に準じた取扱いを行うものとする。

2 機関委任事務についても、この条例の範疇とし、実施機関の責任において取り扱うものとする。ただし、機関委任事務には、通達等で非閲覧の指示をしているものが多いので、慎重に取り扱うこと。

(実施機関等の責務)

第4条 実施機関及び市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の収集等をするときは、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護について、実施機関及び市が出資する法人が果たすべき責務について定めたものである。

【解説】

1 「市が出資する法人で規則で定めるもの」とは、市がその法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人をいう。

- * 交野市土地開発公社
- * 社会福祉法人交野市社会福祉協議会
- * 交野市水道サービス株式会社

2 「個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置」とは、主として、次のことをいう。

- (1) この条例に基づく個人情報の収集等における取扱規則の遵守
- (2) 個人情報管理責任者の設置
- (3) 各種届出、公表及び閲覧等の実施
- (4) 事務処理の改善等

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、市民一人一人がお互いに個人情報の重要性を認識すること、及びこの条例により保障された閲覧請求等の権利を行使する際の心構えを規定するとともに、市が行う個人情報の保護施策に協力することを定めたものである。

【解釈】

「この条例により保障された権利を正当に行使する」とは、当該個人の自己情報に係る開示請求等の権利を不当に濫用することなく、本制度の目的に沿って行使することをいう。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて個人情報の収集等を行うときは、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者がその事業活動で個人情報の収集等を行うに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、実施機関と同様に個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じ、併せて市の施策に協力しなければならない旨を定めている。

【解釈】

- 1 「個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置」とは、個人情報を収集、保管、利用及び提供に際して、基本的人権の侵害を防止するための措置を講じることをいう。
- 2 事業者がその責務に違反した場合の指導、勧告及び公表については、第25条を参照のこと。

第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等をしようとするときは、その所掌する事務の目的達成に必要なかつ最小限のものとし、その所掌する事務の範囲を超えてはならない。

2 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めに基づくとき、その他正当な行政執行に関し、その権限の範囲内で行われるときを除いて、次の各号に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因になると認められる諸事実に関する事項
- (3) 憲法上の諸権利の行使の態様に関する事項

(平成19条例28・一部改正)

【趣旨】

本条は、実施機関が行政執行を行うに当たって、個人情報の収集等をしようとするときは、所掌事務の目的達成に必要なかつ最小限の範囲で行うという一般的制限を定めたものである。

また、第2項では、特定の個人情報については、原則として収集等を行ってはならないという制限を定めたものである。

【解説】

- 1 「法令又は条例」とは、法律、政令、省令その他の命令又は条例(条例の委任による規制を含む。)をいう。
- 2 「その他正当な行政執行に関し、その権限の範囲内で行われるとき」とは、住民の健康、安全、福祉の向上等、正当な行政目的を遂行し、達成しようとする場合であって、その権限の範囲内において個人情報の収集等をしなければ、その行政目的を達成し得ないときをいう。

(個人情報の収集等の届出)

第8条 実施機関は、個人情報の収集等を新たに開始しようとするときは、個人情報の記録の名称、内容及び利用目的その他規則で定める事項を、市長に届け出なければならない。

2 実施機関は、個人情報の収集等を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに交野市個人情報保護運営審議会(第22条第1項を除き、以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

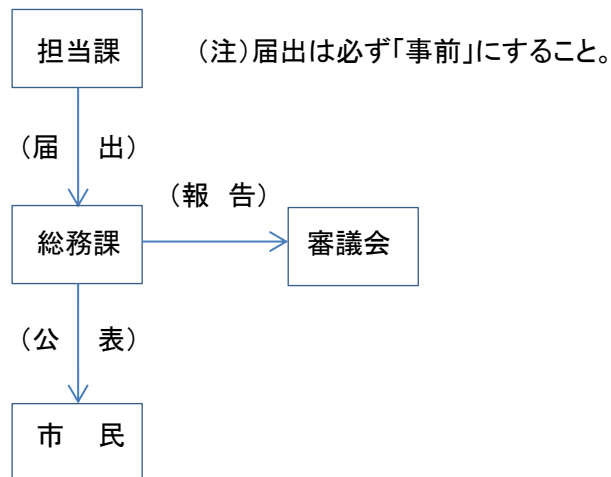
4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、これを公表するとともに、市民の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報の収集等を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市長に届出を行い、市長は、届け出された事項を速やかに交野市個人情報保護運営審議会に報告するとともに、広く市民に公表し、市民の閲覧に供することを定めたものである。

【運用】

個人情報の開始、変更又は廃止に係る届出は、施行規則により規定された届出により行う。



(収集の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、目的を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外のものから収集することができる。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命又は身体の安全及び財産を保護するうえで緊急を要するとき。
 - (4) 公表された事実であるとき。
 - (5) 公務の執行のため又は市民の福祉向上のため、特に必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。
- 3 実施機関は、前項の規定に基づき、本人以外から個人情報の収集をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかに当該個人情報の内容、利用の目的及び方法等を本人に通知しなければならない。
- 4 法令等の規定により、本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行う場合には、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(平成19条例28・一部改正)

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集するに当たって行わなければならない必要な手続きを定めたものである。

- 1 第1項は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして本人から直接収集するという本人直接収集の原則を定めたものである。
- 2 第2項は、本人からの直接収集を原則としつつも、市民の負担の軽減、行政の効率等を考慮して、一定の条件の下で、第三者から収集できる場合を定めたものである。
- 3 第3項は、第三者から個人情報を収集したときは、原則として速やかに本人に通知しなければならないことを定めたものである。
- 4 第4項は、法令又は条例の定めにより、本人又は代理人が申請行為等を行う場合は、本人から直接収集したものとみなすことを定めたものである。

【解説】

第3項に規定する本人以外からの収集について本人通知を要しない場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 本人以外から収集することについて、本人の同意があるとき。
- (2) 本人以外から収集することについて、法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 公表された事実から収集したとき。
- (4) 公務の執行のため又は市民の福祉向上のため、特に必要があると収集した場合であって、本人に通知しないことが正当と認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第 10 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する目的（以下「利用目的」という。）以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。）を利用（以下「目的外利用」という。）し、又は市以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命又は身体の安全及び財産を保護するうえで緊急を要するとき。
 - (4) 公務の執行のため又は市民の福祉向上のため、特に必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。
- 2 実施機関は、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしようとするときは、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項及び第 2 項の規定に基づき目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかに当該目的外利用等の内容、目的及び利用先等を本人に通知しなければならない。

(平成 19 条例 28・一部改正)

(平成 27 条例 17・一部改正)

【趣旨】

本条は、第 1 項に定める除外規定に該当する場合を除き、個人情報（特定個人情報を除く）が当初の収集等の目的どおり利用されなければならないことを定めたものである。

【解説】

- 1 「目的外利用」とは、実施機関内部において又は実施機関相互において、個人情報の収集等の目的の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は利用させることをいう。
- 2 「外部提供」とは、実施機関が収集等の目的の範囲を超えて、市以外のもの（例えば国、他の地方公共団体等）に個人情報の提供をすることをいう。
- 3 「公務の執行のため又は市民の福祉向上のため、特に必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認め」て目的外利用等をさせる場合の事例
 - (1) 市税の滞納整理を行うための財産調査又は所在調査のために利用させる場合
税務室納税担当 ―――→ 市民課住基担当の住民票
固定資産担当の名寄帳兼課税
 - (2) 各種給付に係る適格性審査のために利用させる場合
福祉医療福祉担当 ―――→ 課税課の市民税課税原簿で障害者医受給者の所得状況を把握する

(3) 市の行う各種健康診断のための対象者リストの調整のために利用させる場合

(4) 表彰等を行うための経歴調書を作成するために利用する場合

秘書担当——→褒賞のため市民課の戸籍簿

4 本人への通知

目的外利用等をした実施機関は、次に掲げる場合を除いて、条例第 10 条第 4 号の規定により速やかにその事実を本人に通知するものとする。

(1) 目的外利用等をするについて、本人の同意があるとき。

(2) 目的外利用等をするについて、法令又は条例に定めがあるとき。

(例) 消防本部 — 消防法第 31 条・32 条

(3) 公表された事実から収集したとき。

(4) 公務の執行のため又は市民の福祉向上のための目的外利用等であって、本人に知らせないことが正当と認められるとき。

なお、本人への通知は、文書、口頭又は告示により行うものとする。(施行規則第 4 条第 2 項)

(特定個人情報の利用の制限)

第 10 条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(平成 27 条例 17・追加)

【趣旨】

本条は、地方公共団体は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるかまたは本人の同意を得ることが困難であるとき以外、特定個人情報の目的外利用をすることが認められないことを定めたものである。

(情報提供等記録の利用の制限)

第 10 条の 3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(平成 27 条例 17・追加)

【趣旨】

本条は、情報提供等記録については、一切の目的外利用が認められていないことを定めたものである。

(特定個人情報の提供の制限)

第 10 条の 4 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(平成 27 条例 17・追加)

【趣旨】

本条は、特定個人情報の提供制限は、番号法 19 条各号に掲げられた場合に限定されることを確認的に規定したものである。

(個人情報の管理)

第 11 条 実施機関は、個人情報の管理及びこの条例による事務を執行するに当たっては、個人情報の保護を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報に関する事務の公正かつ能率的な運営を図ること。
- (2) 個人情報の漏えいの防止を図ること。
- (3) 個人情報の改ざん、破損、滅失、紛失等の防止を図ること。

2 実施機関は、個人情報を保管する必要がなくなつたときは、当該個人情報を確実に廃棄する等適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護を図るための個人情報管理責任者を定めるとともに、個人情報の適正な維持管理等について、実施機関が講じなければならない必要な措置を定めたものである。

【解説】

1 「個人情報管理責任者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 交野市事務分掌条例(平成 9 年条例第 19 号)第 4 条に規定する室、同条例第 5 条に規定する臨時機構及び交野市事務分掌条例施行規則(平成 9 年規則第 12 号。以下「施行規則」という。)第 1 条に規定する室並びに会計室の長
- (2) 施行規則第 1 条に規定する課、星田出張所及び機能支援センターの長
- (3) 交野市事務決裁規程(昭和 58 年規程第 2 号)第 2 条第 2 項第 2 号に規定する課長とみなす者
- (4) 交野市教育長等事務専決規程(平成 8 年規程第 2 号)第 1 条に規定する課長及び所長
- (5) 交野市消防長等専決規程(平成 8 年規程第 3 号)第 1 条に規定する課の長
- (6) 交野市水道事業管理規程(昭和 43 年水管理規程第 2 号)第 2 条に規定する課の長
- (7) 交野市選挙管理委員会に関する規程(昭和 46 年選管規程第 3 号)第 23 条第 1 項に規定する局長
- (8) 交野市監査委員事務局規程(昭和 48 年監査規程第 1 号)第 3 条第 1 項に規定する局長
- (9) 前各号に規定するもののほか、市長が指名する者

2 「必要な措置を講じなければならない」とは、個人情報の正確性と安全性を確保する措置をいう。個人情報の正確性を保つためには、個人情報に正確であるよう定期又は随時の点検に努め、不正確な記載等を発見したときは、本人からの訂正の請求を待つまでもなく、自主的に訂正しなければならない。

情報の安全性を保つためには、物理的、技術的、管理的措置を講じることが必要である。

物理的措置とは、キャビネット、保管庫等の施設など主としてハード面の安全保護を講じること
をいい、技術的措置とは、データの暗号化などを講じることという。また、管理的措置とは、権限
のない者の個人情報の取扱いを禁止するなど組織面における措置をいう。

その他個人情報(特定個人情報含む)の安全管理については、「交野市個人情報等の安全
管理に関する要領」、その他個人情報保護委員会等から示される安全管理に関する通知等に
基づき安全対策を講じなければならない。

(電子計算システムの結合の禁止)

第 12 条 実施機関は、個人情報の管理及び事務を処理するに当たつて、国及び他の地方公共
団体等と通信回線を通じて電子計算システムの結合を行つてはならない。ただし、次の各号の
いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵
害するおそれがないと認めるとき。
- (2) 番号法第 19 条各号のいずれかの規定により、特定個人情報の管理及び事務を処理すると
き。

(平成 9 条例 14・一部改正)

(平成 27 条例 17・一部改正)

【趣旨】

本条は、実施機関が国又は他の地方公共団体等との通信回線を通じての電子計算システムの
結合を禁止することを定めたものである。

ただし、インターネットの活用を図るための緩和策として、例外規定を設けている。

【解説】

1 「結合」とは、個人情報をコンピューター・システムを利用し、自動的に他のコンピューター・シス
テムと連結処理(オンライン)することをいう。

2 特定個人情報に係る外部提供(他の実施機関への提供を含む。)については、本条は適用さ
れず、番号法第 19 条の規定が直接適用されることとなる。

第3章 個人情報の閲覧等の権利

(閲覧等の請求)

第13条 何人も、実施機関が保管する自己に係る個人情報の記録の閲覧及び写しの交付(以下「閲覧等」という。)を請求することができる。

2 実施機関は、閲覧等の請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合を除き、閲覧等を請求した者に対し、当該個人情報を閲覧等に供しなければならない。

(1) 法令等の規定に基づき、公開することができないとされているもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの

(3) 閲覧等をさせることにより、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもので、実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの

(4) 閲覧等を請求した者以外の者に関する個人情報。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

エ 人の生命、身体、健康又は生活を保護するため、閲覧等に供することが公益上必要であると認められる情報

(5) 第17条第2項第1号の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は請求者の委任による代理人)による閲覧等の請求がなされた場合において、閲覧等に供することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(6) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの

3 実施機関は、請求に係る個人情報の記録に前項各号に掲げる個人情報の記録とそれ以外の個人情報の記録とが記録されている場合は、可能な限り区分し、同項各号のいずれかに該当する個人情報の記録が記録されている部分を除いて、当該個人情報の記録を閲覧に供し、又はその写しを交付しなければならない。

(平成19条例28・一部改正)

(平成27条例17・一部改正)

【趣旨】

本条は、自己に係る個人情報に対する閲覧及び写しの交付(以下「閲覧等」という。)の請求権を本人に保障するとともに、第2項で例外的に本人でも閲覧等することのできない個人情報の範囲を定め、更に第3項では、部分的に非閲覧情報に該当する個人情報が記録されている場合であっても、当該情報の全部について閲覧等を拒むものではなく、非閲覧情報に該当しない部分については閲覧等を認めるとする部分閲覧を定めたものである。

【解説】

1 「何人も」とは、各実施機関が収集等をしている個人情報の主体たる自然人をいう。

すなわち、実施機関の保有する個人情報の主体である限り、「何人も」閲覧等を請求する権利を請求する権利を有することを意味する。

2 第2項について(本人非開示情報としての個人情報)

本人非開示情報は、自己情報について、本人から閲覧等による開示の請求があった場合においても、開示しないことができる実施機関が保有する個人情報である。

* 自己情報開示請求権の限界について

個人情報保護制度においても、その本人開示原則の例外として、開示請求が認められない個人情報(本人非開示情報)もありうる。それは、行政が保有する個人情報記録としての文書等においては、記録作成者による当該個人による価値判断(個人評価情報)が記録されており、本人に開示すると、客観的に本人の利益にならないことも含めて、本来の行政目的の達成を著しく困難にするという性格のものが存在しうることが予想されるからであり、また、情報提供者個人の意見を主とする評価記録にあっては、情報提供者個人の意見が相手方個人に知られることによって、提供者のプライバシーが損なわれるおそれもあるからである。こうした性格を有する個人情報は、「本人に知らせないことが正当であると認められる」本人非開示情報であるといえる。

(注)現在、本人非開示情報の範囲を示す判断基準の作業段階であり、確定的なものではないが、適用除外事項としての個人情報の範囲は、以下の概要のとおりである。

(1)「法令又は条例の規定に基づいて公開することができないとされているもの」とは、「法令秘」情報というべき情報であり、次に該当するものが考えられる。

- ① 明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報
- ② 他目的使用が禁止されている情報
- ③ 地方税法等の特別法の規定に基づき、守秘義務が課せられている情報
- ④ その他法令の趣旨及び目的に照らし公開することができないとされている情報

〔例〕「印鑑登録原票・除票」(交野市印鑑条例第17条による閲覧の禁止)

「国勢調査世帯名簿」(統計法)

「火災調査報告書」(消防法)など

(2) 「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」とは、記録作成者による価値判断情報とでも表現すべき情報であり、次のことが考えられる。

① 「評価に関する情報であって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」とは、内申書、功績調書等個人の適格性、功績等を公正かつ確に評価するために調査し、その結果に基づき、評定した内容を記録したもので、次に該当するものが考えられる。

ア 本人に対する評価等を知ることにより、本人の意欲、向上心を阻害し、自尊心を傷つけ、延いては人格形成、自立助長に悪影響を及ぼすことになるもの、又はそのおそれのあるもの

イ 当該記録の内容を提供した第三者と本人の信頼関係を損なうことになるもの、又はそのおそれのあるもの

ウ 判断の基礎資料となる第三者の意見が以後得られなくなるもの、又はそのおそれのあるもの

[例] 「採用選考関係書類」

「非常勤嘱託員の内申綴」

「人事記録台帳」など

② 「診断に関する情報であって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」とは、カルテ、医師の意見等個人の疾病若しくは健康状態等について専門的見地から診察し、又は検査した内容を記録したもので、次に該当したものが考えられる。

ア 病名、病状、健康状態等が判明するもの

イ 診療内容が判明するもの

[例] 「健康管理台帳」

「各種カルテ」等

③ 「判定に関する情報であって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」とは、児童相談所の判定記録、福祉事務所等の各種措置決定、看護処遇等について専門的見地から又は一定の基準に基づき審査、検査若しくは調査を行った結果について、個別的又は総合的に評価し、判断した結果を記録したもので、次に該当したものが考えられる。

ア 判定内容等を本人が知ることにより適正な指導が困難になるもの、又は指導上支障があるおそれのあるもの

イ 総合的に審査等をした結果を記録したものの、又はそれのもとになる個別評価、意見等を記録したもの

[例] 「身体障害者意見書」

「知的障害者判定書」

「福祉事務所各種措置決定伺」など

④ 「指導に関する情報であって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」とは、指導要録、児童記録等個人の学力、資質、能力等の向上又は改善を目的として、専門的見地から行う指導上の方針、方法、内容、所見等を記録したもので、次に該当するものが考えられる。

ア 本人の状態、性格等から本人に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

イ 以後の指導が事実上困難になるもの、若しくは指導上の効果が期待できないもの、又はそのおそれのあるもの

ウ 当該記録の内容を提供した第三者と本人の信頼関係を損なうことになるもの、又はそのおそれのあるもの

〔例〕「指導要録」

「生活保護査察指導票」など

⑤ 「相談に関する情報であって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」とは、市民相談、児童相談、療育相談身障更生相談等に関し専門的見地から又は一定の基準に基づき検査等を行った結果について、個別的又は総合的に判定したもので、次に該当するものが考えられる。

ア 相談上の所見等を本人に知らせることにより、本人に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

イ 以後の相談を受けることが事実上困難になるもの若しくは相談上の効果が期待できなくなるもの、又はそのおそれのあるもの

〔例〕「市民相談記録」

「少年相談受理票」

「身障更生相談ケースファイル」など

⑥ 「選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」の「選考等」の「等」とは推薦も含まれる。

a 「選考」に該当するものとしては、任免又は委嘱に係る記録、表彰に係る記録、採用試験等個人の知識、能力、資質、適正、性格、技術等について、一定の基準に基づき審査、検査若しくは試験を行った結果について、個別的又は総合的に判断した結果を記録したもので、次に該当するものが考えられる。

ア 能力、資質、適正等を本人が知ることにより、本人の意欲、自尊心を阻害することになるもの

イ 総合評価した試験若しくは選考の結果を記録したもの又はそれのもとになる個別評価、意見等を記録したもの

ウ 総合的に審査又は検査した結果を記録したもの、又はそれのもとになるもの

b 「推薦」に該当するものとしては、個人の功績又は実績等に基づく推薦の内容を記録したものであって、次に該当するものが考えられる。

ア 本人に対する推薦の内容等を知ることにより、本人の意欲、自尊心等を阻害することになるもの

イ 当該記録の内容を提供した第三者と本人との信頼関係を損なうことになるもの、又はそのおそれのあるもの

ウ 判断の基礎資料となる第三者の意見が、以後得られなくなるもの、又はそのおそれのあるもの

〔例〕「市職員採用書類」

「叙位、叙勲、褒章等関係書類」

「功績、功労者表彰推薦名簿」など

(3) 「閲覧等をさせることにより、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」とは、開示することにより市政の公正又は適正な執行を妨げ、結果的には市民全体の利益を損なうこととなるものであり、そのような情報については、非開示とする措置を講ずる必要があり、次に該当するものが考えられる。

① 意思決定過程情報

ア 閲覧等をさせることにより、資料提供者との信頼関係を損ない、以後資料収集を著しく困難にするもの、又はそのおそれのあるもの

イ その他閲覧等をさせることにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生じるおそれのあるもの

② 事業執行過程情報

ア 閲覧等をさせることにより、特定の者に不当な利益を得さしめるなど、当該事務の公正な執行を妨げるおそれのあるもの

イ 閲覧等をさせることにより、経費が著しく増大する、事業の実施の時期が大幅に遅れるなど、事務事業の適正な執行を妨げるおそれのあるもの

ウ 閲覧等をさせることにより、反復継続される同種の事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの

③ 人事情報

ア 閲覧等をさせることにより、適正な任用、人事配置等を阻害するおそれのあるもの

イ 勤務評定、処分等に関する情報等、閲覧等をさせることにより、公務能率の確保又は公務秩序の維持を阻害するおそれのあるもの

ウ その他閲覧等をさせることにより、人事行政の公正かつ円滑な運営を阻害するおそれのあるもの

④ 協力関係情報

ア 本市から国等に依頼し提供を受けた情報であって、閲覧等をさせることによって、国等との協力関係を著しく損なうもの

イ 国等が実施する調査等に際して作成し、又は取得した情報であって国等において統一的に公表する必要のあるもの

ウ 機関委任事務の処理に関連して入手した情報であって、主務大臣等から公開してはならない旨の指示があったもの

〔例〕「不服申立審査記録」

「税関係原簿・記録簿・調査等」等

(4) 個人情報のうち例外閲覧等情報

閲覧等の請求に係る個人情報を請求した者以外の者に関する個人情報の閲覧等拒否情報を定めているものである。

ただし、例外規定を次のとおり設けている。

ア「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令などをいい、実施機関が作成し、又は取得した情報であり、次のような個人情報が記載されているときは、閲覧等できるという趣旨である。

① 法令の規定により公にされている情報

- ・ 商業登記簿に記載されている法人の役員名等の情報
- ・ 法律に基づいて設立された公益法人等の役職名の情報
- ・ 土地・建物登記簿記載の諸事項等公証に関する情報

② 慣行として公にされている情報

- ・ 叙勲者名簿
- ・ 市の課長職相当以上の者の職及び氏名等

③ 公にすることが予定されている情報

- ・ 附属機関等の委員名簿、被表彰者名簿、民生委員名簿に関する情報
- ・ 講座・研修等の講師名に関する情報

イ「公表」とは、市広報等を通じて広く市民一般に積極的に周知する場合だけを示すのではなく、事務の執行上又は行政の責務として市民の要望に応じて情報を提供することが予定されている場合も含む。

- ・ 選挙広報に記載するために候補者から提供された経歴、政見等の情報
- ・ 公にされた出版物に記載された著者名、著者経歴の情報
- ・ 市の刊行物への寄稿等に関する情報
- ・ 議会に対する請願、陳情に関する情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報には、公務員の職、氏名に関する情報及び職務行為に関する情報で構成されているものが少なくない。

したがって、この種の情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員の個人の活動に関する情報でもある。

このうち、当該公務員の職に関する情報は、行政事務に関する情報としてはその職務行為に関する情報と不可分の要素であり、市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするために、これらを明らかにする意義は大きい。

そこで「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名に関する情報」については、公務員の範囲を限定せず、仮に特定の公務員を識別させることになっても、開示することにする。

なお、公務員以外の公共団体の職員(土地改良区、土地区画整理組合等)についても、同様とする。

エ「公益上必要であると認められる」とは、市民の生命・身体・健康等を危害から保護し、公共の安全を確保する観点から開示をすべき積極的な理由があるものをいう。実施機関が作成し又は取得した情報又は任意に提供された個人情報については、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、人の生命、身体、健康又は生活を保護するため、なおこれに優越する公益があるときは、開示する必要がある。これらの情報については、開示することができるという趣旨である。

・O-157 等の法定感染症の発生状況等に関する情報

(5) 法定代理人である親が未成年である子どもの個人情報の開示を請求した場合でも、請求された情報が、子どもにとって親であっても知られたくないと望むことが正当であると認められるとき。

(6) 「その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの」とは、適用除外事項は、開示するという。

原則の例外を定めるものであることから、できる限り、限定的かつ明確に規定することが必要である。しかしながら、行政は常に変化しており、情報は多様化・複雑化しているため、上述の(1)~(5)に掲げるもののほかにも、公益上の必要性から非公開とすることができるものがあるという趣旨である。

この公益上の必要な情報には、現時点において予測が困難な情報も含まれるので、非公開とする判断について、客観性を確保し、公平性を担保するため、審議会の意見を聴くこととしたものである。

3 部分開示については、請求者の立場に立って可能な限り開示することとする。

(訂正の請求)

第 14 条 何人も、実施機関が保管する自己に係る個人情報の記録に誤りがあることを知ったときは、当該実施機関に対し、当該記録の訂正を請求することができる。

【趣旨】

本条は、収集等をしている個人情報(特定個人情報を含む)の記録が誤っていたために、行政判断に誤りが生じたり、間違った情報が他に提供されたりすることにより、本人に不利益を与えるようなことがあってはならないところから、その訂正を請求することができることを定めたものである。

(削除の請求)

第 15 条 何人も、実施機関が第 7 条の規定による収集等の制限を超え、又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によらないで収集した自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)の記録の保管及び利用をしていることを知ったときは、当該実施機関に対し、当該個人情報をその記録から削除するよう請求することができる。

(平成 27 条例 17・一部改正)

【趣旨】

本条は、実施機関が第 7 条(収集等の一般制限)及び第 9 条(収集の制限)に規定する収集等の制限を超えて個人情報(特定個人情報を除く)収集を行っていることを知ったときは、本人は当該自己情報の記録の削除を請求できることを定めたものである。

(中止の請求)

第 16 条 何人も、実施機関が第 10 条の規定によらないで自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)の記録の目的外利用等をしていること又はしようとしていることを知ったときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(平成 27 条例 17・一部改正)

【趣旨】

本条は、自己情報について、実施機関が、目的外利用及び外部提供の制限規定(第 10 条)によらないで、目的外利用等(特定個人情報を除く)をしていること又はしようとしていることを知ったときは、本人は当該自己情報の利用の中止を請求することができることを定めたものである。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第 16 条の 2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

(平成 27 条例 17・追加)

(平成 29 条例 5・追加)

【趣旨】

本条は、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求が番号法において認められているため、本条例においても同様の措置を講じることを定めたものである。

【解説】

情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されていないため、利用停止請求を認めない。

保有特定個人情報の利用停止請求は、任意代理人によるものも認める必要がある旨を定めたものである。

(請求手続)

第 17 条 第 13 条第 1 項の規定による個人情報の記録の閲覧等、第 14 条の規定による個人情報の記録の訂正、第 15 条の規定による個人情報の記録の削除、前条の規定による目的外利用等の中止の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、規則で定めるところにより、請求を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる請求者以外の者が、代理権を有することを証する書類を添付して前項の請求を行うことができるものとする。

(1) 請求者が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は請求者の委任による代理人)

(2) 請求者が身体に障害を有する場合その他特別の理由があると実施機関が認める場合は、請求者から代理権を授与された者

(平成 19 条例 28・一部改正)

【趣旨】

本条は、この条例で保障する自己情報の閲覧等の請求権を行使するうえでの必要な手続き及び本人請求の原則を定めたものである。

【解説】

1 本条に基づく請求は、後日の紛争を防止する等、手続きの正確を期するため、事実関係を明らかにした文書(個人情報(閲覧等・訂正・削除・中止)請求書)により行うものとする。

2 請求を行うことができる者は、原則として本人が行うが、「請求者が身体に障害を有する場合その他特別の理由があると実施機関が認める場合」は、代理権を有することを証する書類を添付して、代理人が行うことができる。

この場合において、「その他特別の理由があると実施機関が認める」とは、次のような場合をいう。

(1) 本人が未成年者や禁治産者など行為能力のない者であるとき。(法定代理)

なお、15 歳以上の未成年者からの請求については、社会通念上閲覧を受ける情報の意義・内容の理解力があり、かつ、写しの交付の費用の負担能力もあると考えられるので、単独で請求できるものとする。

(2) 本人が病氣入院中、外国に出張中等であるとき。(任意代理人)

3 請求をしようとする者は、本人又は代理人であることを明らかにするため、次に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。

(1) 本人が請求する場合

運転免許証、旅券、身分証明書等であって、写真により本人の確認ができるもの。ただし、これらのものを所有しない者については、印鑑登録証明書、国民健康保険等の被保険者等、国民年金手帳、その他所管課が指定するもの

(2) 代理人が請求する場合

代理人本人の身元を明らかにする(1)の書面のほか、代理人であることを明らかにする書面（例えば、戸籍謄抄本・家庭裁判所の審判書・委任状と請求者の印鑑証明・代理権授与通知書など）

4 電話又は郵送による請求は、本人等の確認は困難なため、認めないこととする。

5 条例第3条【解説】死者の個人情報の開示請求を行う場合は、請求人の身分の確認を行うとともに、以下の書類により適格の（代理）請求者であることの確認を行う。

手引き 4 ページ(1)～(3)の請求人が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類

ア 被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本

イ その他請求者が相続人であることを証明する書類【例：遺言書、遺産分割協議書等】

手引き 5 ページ(4)の請求人が死亡した未成年の法定代理人であったことを確認できる次のいずれかの書類

ア 戸籍謄本

イ その他請求者が死亡した未成年の法定代理人であったことを証明する書類【例：戸籍謄本等】

手引き 5 ページ(5)の請求者が死亡した者の父母、配偶者、子及びその他前述と同等な地位と認められる者であったことを確認できる次のいずれかの書類

ア 戸籍謄本

イ その他請求者が死亡した者と父母、配偶者、子等と同等な地位と認められる者であったことを証明する書類

【運用】

1 請求の受付窓口

請求書の受付は、原則として総務課に設置される個人情報閲覧コーナーの受付窓口で行うものとする。

2 請求の受付事務

請求に係る個人情報の記録の特定に必要な事項の聴き取りを十分に行い、併せて当該請求が本条に規定する請求手続きによらなければ閲覧、訂正等ができないものであるかどうかを確認し、本条の請求によるまでもなく、従来から情報提供又は窓口処理で対応しているもの（この

条例による個人情報に該当しないということが前提である。)については、この条例の施行にかかわらず、従来どおりの方法で閲覧、訂正等に応じるものとする。

(請求に対する決定等)

第 18 条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受理した日から起算して、閲覧等の請求にあつては 15 日以内、訂正、削除及び目的外利用等の中止等の請求にあつては 30 日以内に当該請求に対する諾否の決定を行わなければならない。

2 実施機関はやむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を 15 日(次条の規定により第三者保護に関する手続をとる場合にあつては、その手続に必要な日数)を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、当該理由を請求者に速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の決定をしたときは、規則の定めるところにより、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、請求に係る個人情報の記録の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止等を拒むことと決定したとき(閲覧等の拒否決定については、第 13 条第 3 項の規定によりその対象となる個人情報の一部を閲覧等に供しない場合及び当該個人情報不存在であるため閲覧等に供することができない場合を含む。)は、その理由を記載した書面により通知しなければならない。この場合において、当該個人情報の記録が、期間の経過等により第 13 条第 2 項各号の規定に該当しなくなることが明らかであるときは、その時期を明記しなければならない。

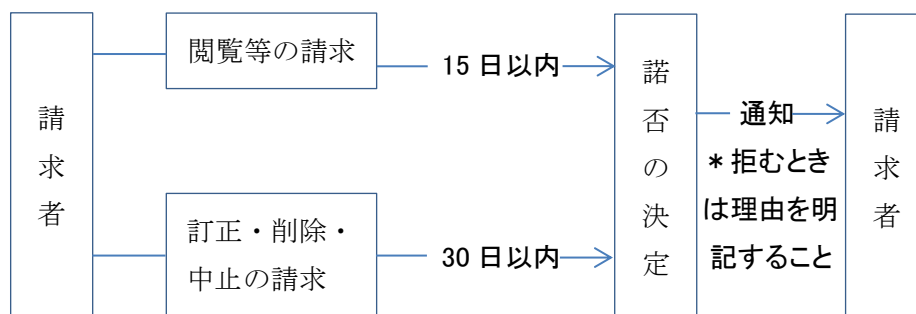
5 実施機関が次条の規定により第三者保護に関する手続をとったときは、第 1 項の閲覧等の請求に係る決定の期間は、その手続が完了した日から起算するものとする。

(平成 19 条例 28・平成 27 条例 17・平成 28 条例 3・一部改正)

【趣旨】

本条は、この条例で保障する自己情報の閲覧等の請求があつた場合、その諾否の決定及びその手続きについて定めたものである。

【解説】



1 諾否の決定の期間

- (1) 閲覧及び写しの交付の請求……………15 日以内
- (2) 訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求…30 日以内

2 第 2 項に規定する「やむを得ない理由により期間内に決定することができないとき」とは、

- (1) 天災等不測の災害の発生により、期間内に決定することが困難であるとき。
- (2) 検索、内容等の確認に時間を費やし、期間内に決定することが困難であるとき。
- (3) 年末年始等執務を行わないとき、その他合理的な理由により期間内に決定することが困難なとき。

上記の場合の請求については、15 日以内を限度として延長することができる。

(第三者情報の取り扱い)

第 18 条の 2 実施機関は、閲覧等の請求に係る個人情報に国、地方公共団体及び当該請求をした者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、前条第 1 項に規定する閲覧等の諾否の決定をするにあたり、当該閲覧等により当該第三者の権利が不当に侵害されると認めるときは、あらかじめ、その旨を当該第三者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により通知を受けた第三者は、自己の情報が記録されている部分の閲覧等により、自己の権利が不当に侵害されると判断するときは、当該通知を受けた日から 15 日以内に、実施機関に対し、書面により異議を述べることができる。
- 3 実施機関は、前項の異議があった場合において、第三者に関する情報が記録されている部分を閲覧等に供することを決定したときは、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

(平成 19 条例 28・追加)

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書について、自己情報の開示請求があったときは、開示の可否に当たって、当該第三者に書面により異議を述べる機会を与えることができることとし、開示に対する異議が提出された場合の手続を定めたものである。

【解説】

1 実施機関が開示・非開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うために、関係する第三者の意見を聴くことができることを定めたものである。

第三者に意見書の提出の機会を与えることにより、当該第三者が開示請求をしている本人を特定することが可能な場合も考えられる。一般的に、本人は自分が特定の内容について自

己情報の開示請求を行っていることを第三者に知られたくないことが多いと考えられるので、第三者の保護と本人の保護について慎重に判断しなければならない。

2 第三者が開示に反対しても、実施機関はその意見に拘束されるものではない。開示請求に対して、開示を拒否しうる例外事由に該当するかどうかを最終的に判断するのは、実施機関である。

3 公文書が一度、開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能になることから、開示の実施前に第三者が開示の決定に対する不服申立て、取消訴訟を提起することができるように、救済手続を講ずる機会を確保する必要がある。このため、開示の決定をしたときは、意見書を提出した第三者に対して、第三者情報の開示決定について、開示する前(1週間程度)に必要な事項を通知することとしている。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第 18 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外の者に限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平成 27 条例 17・追加)

(平成 29 条例 5・一部改正)

【趣旨】

本条は、情報提供等記録を訂正した場合には、情報提供記録等を管理する総務大臣および情報照会者または情報提供者に通知する旨を定めたものである。

【解説】

情報提供等記録は、誰かから提供してもらうものではないため、実施機関は、情報照会者または情報提供者に該当するからこそ情報提供等記録を保有している。

情報提供等記録を訂正する場合は、自分が情報照会者である場合は情報提供者および総務大臣に、自分が情報提供者である場合は情報照会者および総務大臣に通知する必要がある。

(費用負担)

第 19 条 個人情報の記録の閲覧、訂正、削除又は目的外利用等の中止に係る費用は、無料とする。

2 個人情報の記録の写しの交付を行う場合における当該個人情報の記録の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(平成 27 条例 17・改正)

【趣旨】

本条は、自己情報の閲覧等の費用負担を定めたものである。

【解説】

1 第 1 項の規定により費用が無料となるのは、この条例の規定に基づいて行う閲覧等、訂正及び削除並びに目的外利用の中止に係る費用であり、閲覧等の手続き及びそれに伴う手数料が別に定められている場合は、従来どおりその定められている手続き及び手数料によることとなる。

2 費用の納入については、施行規則第 11 条の規定による。

(費用負担)

第 11 条 条例第 19 条第 2 項に規定する個人情報の記録の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

【運用】

1 費用の額等

第 2 項の規定により請求者の負担する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用の額

区 分	単 位	金 額
乾式複写機による写し 日本工業規格A列 3 番 4 番	1 枚	10 円
その他の写し	1 件	写しの作成に要する実費

(2) 写しの送付に要する費用の額……郵便料

(3) 費用の徴収

ア 写しの作成に要する費用……原則として現金領収によるものとする。

なお、納入は、現在使用の3連の納入通知書で行うものとする。

イ 写しの送付に要する費用……原則として切手によるものとする。

2 「経済的困難その他特別な理由があると認めるとき」とは、特定個人情報に係る本人が生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とし、当該扶助を受けていることを証明する書面を提出した場合とする。

「その他特別な理由」とは、災害等により、費用を負担することが困難であると認められるものをいう。

第4章 救済手続き及び救済機関

(審査請求等)

第20条 この条例による個人情報の記録の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止等の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為に不服のある者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

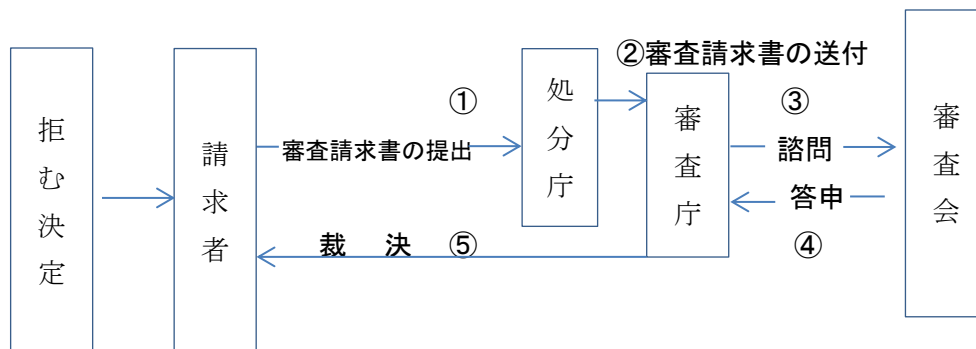
3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があつたときは、速やかに交野市個人情報保護審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(平成28条例3・一部改正)

【趣旨】

本条は、閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があつたときの救済手続きについて定めたものである。

【解説】



(個人情報保護審査会)

第 21 条 前条第 3 項の審査請求について審査するため、交野市個人情報保護審査会を設置する。

2 審査会は、委員 5 人以内をもつて組織する。

3 委員は、個人情報の保護に関し、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は 3 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成 28 条例 3・一部改正)

【趣旨】

本条は、前条第 2 項に規定する諮問に応じて審査するため、市長の諮問機関としての個人情報保護審査会の設置を定めたものである。

【解説】

審査会の委員は、地方公務員法上の守秘義務の規定が適用されないので、審査会の性格に鑑み、第 6 項で審査会の委員の守秘義務を定めた。

〔別途審査会規則で定める事項〕

(会長及び副会長)

1 審査会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は審査会を代表し、会務を総括し、会議の長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

1 審査会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査審議の手続)

第 21 条の 2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第 5 章第 1 節第 2 款の規定の例によるほか、審査会が定める。

(平成 28 条例 3・追加)

【趣旨】

本条は、審査会の審議手続きについて定めたものである。

【解説】

行政不服審査法第 74 条から第 79 条の定めに基づき審査会が定めるものとする。

第 5 章 個人情報保護運営審議会

(個人情報保護運営審議会)

第 22 条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、交野市個人情報保護運営審議会を設置する。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属せられる事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議し、意見を述べる。
- 3 審議会は、委員 10 人以内をもつて組織する。
- 4 委員は、市民及び知識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は 3 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の規定により、その権限に属することとされた事項及び制度の運営に関する重要事項について審議を行うため、個人情報保護運営審議会を設置することを定めたものである。

【解説】

- 1 第 2 項に設定する「その権限に属せられる事項」とは、次のとおりである。

- (1) 第 8 条第 3 項
- (2) 第 9 条第 2 項第 5 号
- (3) 第 10 条第 1 項第 4 号
- (4) 第 13 条第 2 項第 3 号及び第 4 号

2 審議会の委員は、地方公務員法上の守秘義務の規定が適用されないので、審議会の性格に鑑み、第 7 項で審議会の委員の守秘義務を定めた。

【運用】

審議会に図るために必要な資料の作成は、各所管課において作成し、総務課へあらかじめ提出するものとする。

〔別途審議会規則で定める事項〕

（会長及び副会長）

- 1 審議会に会長及び副会長 1 名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 会長は審議会を代表し、会務を総括し、会議の長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

- 1 審議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 個人情報処理業務受託者の義務及び事業者に対する指導、勧告等

(電子計算システムに係る個人情報処理業務受託者の義務)

第23条 実施機関から電子計算システムに係る個人情報の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した処理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 実施機関は、個人情報の加工及び処理を委託しようとするときは、当該受託者に対し、個人情報の保護を図るため、当該処理業務を行う場合における個人情報の漏えいを防止する等の個人情報の適正な維持管理について必要かつ有効な措置を講じさせなければならない。
- 3 受託者又は受託者であつた者は、当該処理業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

【趣旨】

本条は、地方公共団体が個人情報の電子計算機による自動処理を外部に委託する場合には、委託先における個人情報の処理に関し問題が生じることのないよう適切な措置を講ずる必要があることに鑑み定めたものである。

【解説】

第2項に規定する「必要なかつ有効な措置」とは、次の事項を委託契約書に規定することで対処する。

- (1) 機密保持の義務
- (2) 目的外利用の禁止
- (3) 受託者以外の者への提供の禁止
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) 提出資料の返還義務
- (6) 再委託の禁止
- (7) 事故発生時の報告義務
- (8) 上記違反の場合の契約解除と損害賠償
- (9) その他実施機関が必要と認めるもの

(個人情報を含む業務受託者の義務)

第 24 条 前条の規定は、実施機関が個人情報を含む業務を委託しようとする場合について準用する。

【趣旨】

本条は、前条に規定する電子計算機処理業務以外で、個人情報を含む業務を外部に委託する場合について準用することを定めたものである。

【運用】

各実施機関は、個人情報を含む業務を委託しようとする場合は、この条例の趣旨を十分に熟知し、契約すること。

(事業者に対する指導、勧告等)

第 25 条 市長は、事業者が第 6 条の規定に違反する行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、当該公表を受ける者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(平成 13 条例 13・一部改正)

【趣旨】

本条は、事業者がその責務に違反する行為をしたときは、市長が事業者に対し、指導、勧告又はその旨の公表をすることができることを定めたものである。

第7章 出資法人等の義務

(平成17条例12・改称)

(出資法人の義務)

第26条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の収集等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し必要な範囲内で実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市が2分の1以上出資する法人の実施機関への準用を定めたものである。

(指定管理者の義務)

第26条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者は、当該管理する公の施設に関する業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、当該指定管理者に対し、個人情報が適切に保護されるよう必要かつ有効な措置を講じさせなければならない。

3 指定管理者又は指定管理者であった者は、当該管理業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(平成17条例12・追加)

【趣旨】

本条は、指定管理者についても、公の施設の管理を行う場合に取り扱う個人情報の保護について、出資法人と同様の規定を準用することを定めたものである。

第 8 章 雑則

(運用状況の公表)

第 27 条 実施機関は、毎年この条例の運用状況について公表するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の公正かつ適正な運用を確保するため、実施機関がその運用状況について公表することを定めたものである。

【解説】

運用状況の公表は、次のような内容により行うものとする。

(1) 公表の時期

翌年度の 6 月末日までとする。

(2) 公表の内容

ア 請求の状況

イ 決定の状況

ウ 苦情の処理件数

エ その他必要な事項

(3) 公表の方法

広報等により行う。

(他の手続きによる閲覧等の取扱い)

第 28 条 個人情報の閲覧等(特定個人情報の閲覧等を除く。)、訂正又は削除についての手続きが法令により別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

(平成 27 条例 17・改正)

【趣旨】

本条は、法令の規定により閲覧等(特定個人情報の閲覧等を除く。)、訂正又は削除の手続きが別に定められているものについては、この条例を適用しないことを定めたものである。

【解説】

法令の規定により閲覧等及び訂正が定められているものについては、次のようなものがある。

(1) 閲覧、写しの交付

ア 住民基本台帳の閲覧(住民基本台帳法第 11 条)

- イ 住民票の写しの交付(住民基本台帳法第 12 条)
- ウ 固定資産課税台帳の縦覧(地方税法第 415 条)
- エ 選挙人名簿の縦覧・閲覧(公職選挙法第 23 条、第 29 条)
- オ 戸籍の謄本・抄本等の交付(戸籍法第 10 条)

(2) 訂正

- ア 住民基本台帳の職権修正の申出(住民基本台帳法施行令第 12 条)
- イ 戸籍の訂正の申請(戸籍法第 113 条)
- ウ 選挙人名簿の修正に関する調査の請求(公職選挙法第 29 条)

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し、必要な事項を定める権限を、市長に委任したものである。

第9章 罰則

(平成17条例12・追加)

第30条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第23条及び第24条に規定する受託者若しくは受託者であった者又は第26条の2に規定する指定管理者若しくは指定管理者であった者は、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された交野市情報公開条例(平成10年条例第21号)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平成17条例12・追加)

【趣旨】

本条は、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報記録の不正な提出行為を、地方公務員法に定める守秘義務違反に対する罰則の内容よりも重くしていること、また、受託業務に従事している者も罰則の対象になることを定めたものである。

【解説】

- 1 本条で定める罰則は、故意による行為のみを対象とし、過失による行為は対象としない(刑法第38条第1項)。なお、第9章で定める本条以外の罰則についても同様である。
- 2 「職員であったもの」とは、退職、失業、免職等により離職した者や派遣等により現在では実施機関の職員でない者をいう。
- 3 「受託者若しくは受託であった者」とは、受託者の組織内にあつて、直接又は間接に受託者の指揮監督を受けて、受託業務に従事している者又は従事していた者をいう。受託者との間の雇用関係の有無を問わないので、雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト等)のほか、派遣労働者も含まれる。
- 4 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に了知されていない事実であつて、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの(いわゆる実質秘)をいう。個人の秘密は、個人情報全体ではなく、そのうち「個人の秘密」に属する事項が記録されたものに限定していることに留意しなければならない。実質秘か否かの判断に当たっては、当該個人情報の内容、収集及び利用目的、個人情報記録されている文書の性質等に照らし、個別に判断することになる。
- 5 「提供したとき」とは、第三者が利用できる状態に置くことをいう。電算処理ファイルをオンラインで送信することや、電算処理ファイルをダウンロードしたディスクをオフラインで交付することなどが該当する。また、「個人の秘密」に該当する事項が表示されたパソコン画面をアクセス権限

のない者が自由に閲覧できる状態で放置するなど、事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

第31条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平成17条例12・追加)

【趣旨】

本条は、公文書に記載された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも罰則の対象になること、また受託業務に従事している者も罰則の対象になることを定めたものである。

【解説】

- 1 本条は、前条と異なり、個人の秘密を要件としない。
- 2 「その業務に関して知り得た個人情報」とは、職務及び業務の執行に関して知ることができた公文書に記録された個人情報で、自ら担当する職務・業務に関する個人情報のほか、担当外の事項であっても、職務・業務の執行に関連して知ることのできた公文書に記録された個人情報も含むものである。
- 3 「自己又は第三者の不正な利益を図る目的で」とは、金銭を受領せるため、退職後の起業の顧客情報とするなどの自己の利益のため、又は特定の個人を誹謗中傷するためなど、他人の正当な利益や公共の利益を侵そうとする目的などをいい、社会通念に照らし、妥当性を欠くものをいう。
- 4 「提供」は第三者が利用できる状態に置くこと、例えば名簿業者に売却することである。「盗用」は盗み利用することをいう。
なお、公文書に記録された個人情報を個人識別性をなくした形で提供又は利用することは、本条にいう提供又は盗用にあたらぬ。

第 32 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に関する事項が記録された公文書を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(平成 17 条例 12・追加)

【趣旨】

本条は、実施機関の職員が個人の秘密に関する事項が記録された公文書をその職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して収集したときも罰則の対象となることを定めたものである。

【解説】

- 1 本条は、職権濫用行為を対象とすることから、前 2 条の罰則の場合と異なり、その主体は、実施機関の職員となる。また、前 2 条の予備罪的性格を有する。
- 2 「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の職員、監査委員、公営企業管理者、消防長及び議長ほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいい、一般職・特別職、常勤・非常勤を問わない、いわゆる現職の職員をいう。
- 3 「職権」とは、実施機関の職員が有する職務権限をいい、「職権を濫用」とは、当該職務権限を違法・不当に行行使すること、又は職務行使に仮託して違法・不当な行為を行うことをいう。
なお、公務員職権乱用罪(刑法第 193 条)は、「人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害」することが要件となっており、人に義務のない提供を行わせ、個人の秘密に属する情報を収集した場合には、同条により処罰することができるが、職権を濫用して個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集しても、人の行為を介在させないで行われた場合には、公務員職権濫用罪では処罰することができない。本条の意義は、このような場合にも処罰を可能にすることにある。
- 4 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、当該職員の職務とまったく無関係な目的に利用することを意味し、前条の場合の自己又は第三者の不正な利益を図る目的であるかを問わないので、個人的な興味、欲求、好奇心等を満たす目的も含まれる。
- 5 「収集」とは、文書等の有形の媒体を集める意思をもって自己の占有のもとに置くことをいう。文書をコピー機で複写して写しを占有したり、個人情報ファイルをディスクなどに複写したりすることも「収集」に当たる。閲覧することによって、情報の内容を知ることのみでは「収集」に当たらない。収集する文書等の量は問わないから、一人の個人の秘密に属する事項が記録された文書等を集めた場合も「収集」に該当する。実施機関内又は実施機関相互間での収集に限らず、国や他の自治体、関係機関又は第三者から収集した場合も含む。
「収集したとき」とは、実際に利用や提供を行っていない場合も含まれるものであり、実質的な法益侵害が顕在化する前の収集段階における罰則であることに留意しなければならない。

第 33 条 前 3 条の規定は、交野市以外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平成 17 条例 12・追加)

【趣旨】

本条は、第 30 条から第 32 条までの規定は、属人主義によって処罰することを明記したものである。

【解説】

市の区域外で個人情報の不正な取扱いを行った場合、市内でこうした行為を行った場合と比較して、その被害の程度は変わるものではない。また、情報通信ネットワークのグローバル化により瞬時に市内の情報を区域外に送ることが可能になっている。市の区域外犯を処罰しないと刑罰の実効性が減少する。これを防止することが本条のねらいである。

第 34 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

(平成 17 条例 12・追加)

【趣旨】

本条は、本人になりすますなどの行為により個人情報の開示を受けた者に対する罰則を定めたものである。

【解説】

- 1 「偽りその他不正な手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば、「本人又は代理人」であることを明らかにするために必要な書類を偽造又は盗用する等により、他人になりすまして、他人の個人情報の開示を受けることなどが想定される。その他不正な手段としては、脅迫したり、賄賂を渡したりして開示を受けることなども含まれる。
- 2 「開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者」とは、この条例の規定により開示請求を行い、当該請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定に基づき、実際に当該個人情報を閲覧し、又は写しの交付を受けた者をいう。
- 3 偽りその他不正な手段による開示は、条例で定められた厳格な開示制度の目的を侵害するものであり、開示手続の適正化を担保する必要性が認められることから、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罪である「過料」を科すこととしたものである。

「過料」については、市長が、あらかじめ違反者にその旨を告知し、弁明の機会を与えた上で処分を行うことになる(地方自治法第 255 条の 3)。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の規定により行つた個人情報の収集等とみなす。

附 則(平成 9 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 13 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 12 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 17 号)

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 3 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日及び経過措置について定めたものである。

【解説】

1 施行期日について

この条例の施行は、議会の議決があつた翌月から起算して 6 か月以内で規則で定める日から施行する。

2 経過措置について

この条例の施行日時点において、現に実施機関が個人情報の収集等を行っているものについては、施行日以後においてこの条例の各関係規定に基づく手続きを改めて行うことは、膨大な事

務量と時間が必要となり困難である。そこで、この条例が施行される日以前に事務処理されてきたものは、この条例の各規定により処理されたものとみなすことを定めたものである。